

上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則（平成 19 年 8 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p><u>（電磁的方法による情報提供）</u></p> <p>第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）株式会社東京証券取引所が運用する Target システムのうち保振サイトと称するものであって、発行者及び機構加入者が、電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法</u></p> <p>2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p>	<p><u>（情報の提供方法）</u></p> <p>第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p>
<p><u>第 3 条 削除</u></p>	<p><u>（保振サイトを利用した情報提供）</u></p> <p>第 3 条 規程第 6 条第 2 項に規定する規則で定めるものは、東京証券取引所が運用する電子情報処理組織のうち東証 WAN と称するものであって、機構加入者が保振サイトと称する記録に電磁的方法によりアクセスすることによって情報の提供を受ける方法をいう。</p>
<p><u>（障害発生時の取扱い）</u></p> <p>第 4 条 機構は、<u>第 2 条</u>に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。</p> <p>（1）<u>第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる方法の全部又は一部の障害</u> 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票（光学式文字読取装置の伝票を含む。）による入出力</p> <p>（2）<u>第 2 条第 1 項第 4 号に規定する方法の障害</u> ファクシミリ又は書面による通知</p>	<p><u>（障害発生時の取扱い）</u></p> <p>第 4 条 機構は、<u>前 2 条</u>に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により情報提供を行う。</p> <p>（1）<u>第 2 条第 1 項各号に掲げる方法の全部又は一部の障害</u> 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票（光学式文字読取装置の伝票を含む。）による入出力</p> <p>（2）<u>前条</u>に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知</p>

<p>2 前項の場合には、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により<u>発行者及び機構加入者</u>に通知する。</p> <p>(機構加入者口座の開設申請の手続)</p> <p>第8条 1~3 (略)</p> <p>4 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機構との間の上場投資信託振替業に係る業務を、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる方法により処理する場合は、同項第1号から第3号までにより処理する業務の内容</p> <p>(4)~(8) (略)</p>	<p>2 前項の場合には、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により機構加入者に通知する。</p> <p>(機構加入者口座の開設申請の手続)</p> <p>第8条 1~3 (略)</p> <p>4 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機構との間の上場投資信託振替業に係る業務を、第2条第1項各号に掲げる方法により処理する場合には、同項各号により処理する業務の内容</p> <p>(4)~(8) (略)</p>
---	--

2. 附 則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

以 上